

2-4 工事中の防火対象物における安全対策

新築、増改築、消防用設備等の改修に伴い、工事中の防火対象物を使用する場合の安全対策は次によること。

1 消防用設備等又は特殊消防用設備等

法第 17 条の基準に従って消防用設備等又は特殊消防用設備等が設置され、維持されていること。

ただし、施工上やむを得ず機能を停止する場合は、工事内容等の状況に応じて次のうち必要な措置を講じること。

- (1) 機能を停止する消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類、停止する時間及び停止する部分は必要最小限にすること。
- (2) 自動火災報知設備、非常警報設備、誘導灯その他これらに類する必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等又は特殊消防用設備等の機能を停止する場合は、仮設工事等により当該機能を確保すること。
- (3) 消火器、非常警報器具、避難器具、誘導標識その他これらに類する必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等又は特殊消防用設備等の機能の確保に支障が生じる場合は、当該機能が確保できる場所に移設すること。
- (4) スプリンクラー設備、水噴霧消火設備等その他これらに類する必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等又は特殊消防用設備等の機能を停止する場合は、消火器又は屋内消火栓設備のホースを増設等、他の消防用設備等又は特殊消防用設備等を増強すること。
- (5) 防火管理者等による巡回の回数を増やす等、監視体制を強化すること。
- (6) 機能を停止する工事は、営業時間等以外の時間に行うこと。ただし、ホテル及び病院のように営業時間等が昼夜にわたるものについては、極力昼間に工事を行うこと。

2 防火管理等

- (1) 法第 8 条及び第 8 条の 2 に基づき防火管理者及び統括防火管理者を定め、また、工事中に使用する防火対象物の消防計画を樹立し消防署長に届け出ること。(工事中の消防計画)

- (2) 工事部分の各種作業に対しては、条例第 28 条に基づき適切な火災予防措置を講じること。

※ 発泡ウレタンフォーム等の断熱材や合成樹脂類等を使用している工事現場では、火気使用設備・器具等の使用は原則として行わない。また、溶接・溶断作業等を行う場合には次のことを遵守すること。

ア 作業を行う前には、防火管理者等による事前の安全確認を行い、作業中の監視、作業後の点検を行うこと。

イ 溶接等を行う場合は、発泡ウレタンフォーム等の断熱材や合成樹脂類等を確実に除去したことを確認した後、作業を行うこと。

また、除去できない場合は、あらかじめ散水し、火気使用範囲は不燃材料による区画を行うなどの防護措置を行うこと。

ウ 切断作業を行う場合には、努めて火花の発生しない方法（ワイヤーカッター、ワイヤーソー等）により工事を行うこと。

3 工事中の消防計画を届出する対象について

(1) 新築の場合（規則第1条の2によるもの）

次の建築物で、収容人員（工事従事者）が50人以上（工事期間中最大となる日の人員）、かつ、工事中のもの（電気、設備、内装等）

ア 地上11階以上かつ延べ面積が10,000㎡以上のもの

イ 延べ床面積が50,000㎡以上のもの

ウ 地階の床面積の合計が5,000㎡以上のもの

(2) 既存の場合

ア 消防法第17条に基づく消防用設備等の工事を行う、防火管理者の選任義務のある防火対象物で、当該消防用設備等の機能を停止（例：スプリンクラー設備の加圧送水装置機能停止、自動火災報知設備の受信機機能停止等）させる、又は機能に著しく支障をきたすもの。

イ 防火対象物の構造、用途等から人命安全対策上又は火災予防上必要と認められるもの。